

春日井市告示第 22 号

平成30年第 1 回春日井市議会定例会において議決を経た平成29年度春日井市一般会計補正予算ほか 2 件の補正予算及び平成30年度春日井市一般会計予算ほか11 件の予算の要領は、次のとおりである。

平成30年 3 月16日

春日井市長 伊 藤 太

## 平成30年度春日井市一般会計予算

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99,280,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

### (債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

### (地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

### (一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		51,324,000
	1 市 民 税	22,629,000
	2 固 定 資 産 税	20,669,000
	3 軽 自 動 車 税	521,000
	4 市 た ば こ 税	1,639,000
	5 事 業 所 税	1,790,000
	6 都 市 計 画 税	4,076,000
2 地 方 譲 与 税		706,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	200,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	500,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	6,000
3 利 子 割 交 付 金		80,000
	1 利 子 割 交 付 金	80,000
4 配 当 割 交 付 金		340,000
	1 配 当 割 交 付 金	340,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		260,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	260,000

款	項	金額
6 地方消費税交付金		5,450,000
	1 地方消費税交付金	5,450,000
7 ゴルフ場利用税交付金		46,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	46,000
8 自動車取得税交付金		386,000
	1 自動車取得税交付金	386,000
9 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		141,000
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	141,000
10 地方特例交付金		266,000
	1 地方特例交付金	266,000
11 地方交付税		1,130,000
	1 地方交付税	1,130,000
12 交通安全対策特別交付金		60,000
	1 交通安全対策特別交付金	60,000
13 分担金及び負担金		1,457,317
	1 負担金	1,457,317
14 使用料及び手数料		1,519,365
	1 使用料	759,100
	2 手数料	760,265

款	項	金額
15 国庫支出金		14,440,059
	1 国庫負担金	12,328,310
	2 国庫補助金	2,042,975
	3 国庫委託金	68,774
16 県支出金		6,480,395
	1 県負担金	4,090,232
	2 県補助金	1,800,067
	3 県委託金	590,096
17 財産収入		724,616
	1 財産運用収入	121,726
	2 財産売却収入	602,890
18 寄附金		203,000
	1 寄附金	203,000
19 繰入金		1,798,081
	1 繰入金	1,798,081
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		3,543,366
	1 延滞金、加算金及び過料	33,001
	2 市預金利子	340

款	項	金額
	3 貸付金元利収入	931,811
	4 受託事業収入	4,275
	5 雑収入	2,573,939
22 市債		8,924,800
	1 市債	8,924,800
歳入合計		99,280,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		463,883
	1 議 会 費	463,883
2 総 務 費		12,140,329
	1 総 務 管 理 費	10,385,458
	2 徴 税 費	878,770
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	566,496
	4 選 挙 費	222,827
	5 統 計 調 査 費	24,544
	6 監 査 委 員 費	62,234
3 民 生 費		41,886,737
	1 社 会 福 祉 費	21,293,411
	2 児 童 福 祉 費	15,130,806
	3 生 活 保 護 費	5,459,520
	4 災 害 救 助 費	3,000
4 衛 生 費		11,053,398
	1 保 健 衛 生 費	4,750,643
	2 環 境 対 策 費	349,049
	3 清 掃 費	5,733,640
	4 上 水 道 費	220,066

款	項	金額
5 労働費		211,968
	1 労働費	211,968
6 農林水産業費		1,336,267
	1 農業費	1,335,937
	2 林業費	330
7 商工費		2,684,983
	1 商工費	2,684,983
8 土木費		9,791,254
	1 土木管理費	248,563
	2 道路橋りょう費	1,558,897
	3 河川費	908,078
	4 都市計画費	6,767,151
	5 住宅費	308,565
9 消防費		2,503,084
	1 消防費	2,503,084
10 教育費		9,133,287
	1 教育総務費	1,011,837
	2 小学校費	2,021,542
	3 中学校費	929,189
	4 社会教育費	2,421,595

款	項	金額
	5 学 校 給 食 費	2,749,124
11 公 債 費		8,024,810
	1 公 債 費	8,024,810
12 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		99,280,000

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	総 額	年度	年 割 額
農林水産業費	農 業 費	ふれあい農業公園整備	616,000	30	453,800
				31	162,200
土 木 費	河 川 費	熊 野 桜 佐 地 区 雨 水 1 号 調 整 池 整 備	952,000	30	160,000
				31	589,000
				32	203,000

### 第 3 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
愛知県議会議員一般選挙	平成31年度	8,900
春日井市議会議員一般選挙	平成31年度	2,600
平成31年度市民税・県民税 当初賦課業務	平成31年度	3,600
平成31年度市民税・県民税 普通徴収納税通知書 作成等業務	平成31年度	7,800
平成31年度軽自動車税当初 納税通知書作成等業務	平成31年度	3,500
固定資産土地評価支援業務	平成31年度 ～ 平成32年度	22,300
平成31年度市税督促状等 印刷業務	平成31年度	3,300
朝宮公園整備設計業務	平成31年度	73,000
地域福祉計画改定業務	平成31年度	2,000
次期「新かすがいっ子 未来プラン」策定業務	平成31年度	3,200
都市計画マスタープラン 策定業務	平成31年度	9,000

第 4 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務債	庁舎等整備事業	1,043,600	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
	土地開発公社経営健全化事業	324,000			
民生債	社会福祉施設整備事業	16,000			
	児童福祉施設整備事業	68,700			
衛生債	環境対策施設整備事業	20,200			
	清掃施設整備事業	1,046,300			
労働債	勤労者厚生施設整備事業	70,800			
農林債	農業施設等整備事業	976,000			
土木債	道路橋りょう整備事業	799,200			
	河川整備事業	541,100			
	都市計画事業	857,900			
	住宅施設整備事業	70,700			
消防債	消防施設整備事業	142,300			
教育債	義務教育施設整備事業	396,800			
	社会教育施設整備事業	348,500			
	学校給食施設整備事業	102,700			
臨時財政対策債	臨時財政対策	2,100,000			

## 平成30年度春日井市公共用地先行取得事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ234,434千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		103
	1 基 金 預 金 利 子	103
2 繰 入 金		234,331
	1 繰 入 金	234,331
歳 入 合 計		234,434

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		234,434
	1 公 債 費	234,434
歳 出 合 計		234,434

## 平成30年度春日井市国民健康保険事業特別会計予算

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,212,790千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		6,171,780
	1 国民健康保険税	6,171,780
2 県 支 出 金		18,472,875
	1 県 補 助 金	18,472,875
3 繰 入 金		2,485,825
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,485,825
4 諸 収 入		82,310
	1 延滞金、加算金及び過料	30,500
	2 雑 入	51,810
歳 入 合 計		27,212,790

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		98,801
	1 総務管理費	98,801
2 保険給付費		18,326,951
	1 療養諸費	18,326,951
3 国民健康保険事業費納付金		7,970,820
	1 医療給付費分	5,449,993
	2 後期高齢者支援金等分	1,880,018
	3 介護納付金分	640,809
4 保健事業費		270,336
	1 保健事業費	69,230
	2 特定健康診査等事業費	201,106
5 基金積立金		505,882
	1 基金積立金	505,882
6 諸支出金		40,000
	1 償還金及び還付加算金	40,000
歳出合計		27,212,790

## 第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成31年度国民健康保険税 納税通知書作成等業務	平成31年度	5,200

## 平成30年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,611,818千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		3,787,066
	1 後期高齢者医療保険料	3,787,066
2 国庫支出金		3,369
	1 国庫補助金	3,369
3 繰入金		693,609
	1 一般会計繰入金	693,609
4 諸収入		127,774
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	7,100
	3 受託事業収入	120,672
	4 雑入	1
歳入合計		4,611,818

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		175,471
	1 総務管理費	163,471
	2 徴収費	12,000
2 後期高齢者医療金 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		4,429,247
	1 後期高齢者医療金 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	4,429,247
3 諸支出金		7,100
	1 償還金及び還付加算金	7,100
歳 出 合 計		4,611,818

## 平成30年度春日井市介護保険事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,444,461千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 險 料		5,564,485
	1 介 護 保 險 料	5,564,485
2 使 用 料 及 び 手 数 料		492
	1 手 数 料	492
3 国 庫 支 出 金		4,285,152
	1 国 庫 負 担 金	3,625,236
	2 国 庫 補 助 金	659,916
4 支 払 基 金 交 付 金		5,613,063
	1 支 払 基 金 交 付 金	5,613,063
5 県 支 出 金		3,018,288
	1 県 負 担 金	2,807,248
	2 県 補 助 金	211,040
6 繰 入 金		2,961,535
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,921,569
	2 基 金 繰 入 金	39,966
7 財 産 収 入		158
	1 財 産 運 用 収 入	158

款	項	金額
8 諸 收 入		1,288
	1 雜 入	1,288
歲 入 合 計		21,444,461

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		203,188
	1 総務管理費	20,671
	2 徴収費	10,395
	3 要介護認定費	172,122
2 保険給付費		19,793,833
	1 保険給付費	19,793,833
3 基金積立金		158
	1 基金積立金	158
4 地域支援事業費		1,439,278
	1 包括的支援等事業費	442,206
	2 介護予防・日常生活支援 総合事業費	997,072
5 諸支出金		8,004
	1 償還金	8,004
歳出合計		21,444,461

## 平成30年度春日井市介護サービス事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ106,422千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サービス収入		100,841
	1 サービス収入	100,841
2 繰入金		4,078
	1 一般会計繰入金	4,078
3 諸収入		1,503
	1 雑収入	1,503
歳入合計		106,422

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サービス事業費		106,422
	1 サービス事業費	106,422
歳出合計		106,422

## 平成30年度春日井市民家防音事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,517千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 支 出 金		13,011
	1 県 補 助 金	13,011
2 繰 入 金		17,506
	1 繰 入 金	17,506
歳 入 合 計		30,517

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 民 家 防 音 事 業 費		30,517
	1 民 家 防 音 事 業 費	30,517
歳 出 合 計		30,517

## 平成30年度春日井市大泉寺地区企業用地整備事業特別会計予算

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ476,533千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		3
	1 財 産 運 用 収 入	3
2 繰 入 金		16,130
	1 繰 入 金	16,130
3 市 債		460,400
	1 市 債	460,400
歳 入 合 計		476,533

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		382
	1 総 務 管 理 費	382
2 事 業 費		471,000
	1 事 業 費	471,000
3 公 債 費		5,151
	1 公 債 費	5,151
歳 出 合 計		476,533

## 第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
大 泉 寺 地 区 企 業 用 地 業 整 備 事 業	460,400	普通貸借 又 は 証 券 発 行	4.0%以内（た だ し、利率見直 し方式で借り 入れる政府資 金及び地方公 共団体金融機 構資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては 、当該見直し 後の利率）	政府その他の金 融機関の資金 については、 その融資条件 による。 ただし、財政の 都合により据 置期限及び償 還期限を短縮 若しくは繰上 償還又は低利 に借り換える ことができる。

## 平成30年度春日井市潮見坂平和公園事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ148,917千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		88,370
	1 使 用 料	79,920
	2 手 数 料	8,450
2 諸 収 入		479
	1 基 金 預 金 利 子	142
	2 雑 入	337
3 繰 入 金		60,068
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,904
	2 基 金 繰 入 金	48,164
歳 入 合 計		148,917

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		106,117
	1 総 務 管 理 費	106,117
2 墓 園 事 業 費		42,800
	1 墓 地 築 造 事 業 費	42,800
歳 出 合 計		148,917

## 平成30年度春日井市春日井市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度春日井市春日井市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	
一 般 病 床	552床
感 染 症 病 床	6床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院 患 者 数	177,390人
外 来 患 者 数	341,600人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院 患 者 数	486人
外 来 患 者 数	1,400人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
施 設 整 備 費	2千円
資 産 整 備 費	589,322千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 病院事業収益	17,196,848千円
第1項 医業収益	16,439,567千円
第2項 医業外収益	757,278千円
第3項 特別利益	3千円

## 支 出

第1款 病院事業費用	17,196,848千円
第1項 医業費用	16,649,335千円
第2項 医業外費用	547,510千円
第3項 特別損失	3千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,029,704千円は、過年度分損益勘定留保資金1,028,374千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,330千円で補填するものとする。）。

## 収 入

第1款 資本的収入	397,858千円
第1項 出資金	197,857千円
第2項 他会計貸付金返還金	200,000千円
第3項 その他資本的収入	1千円

## 支 出

第1款 資本的支出	1,427,562千円
第1項 建設改良費	589,324千円
第2項 償還金	791,428千円
第3項 投資	46,810千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,655,560千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第8条 企業債に係る利子補給等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、443,220千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,944,376千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	人工腎臓装置	一 式
器 械 備 品	自動採血管準備装置	一 式
器 械 備 品	腹部超音波画像診断装置	一 式
器 械 備 品	泌尿器手術用レーザー装置	一 式
器 械 備 品	分娩監視システム	一 式

## 平成30年度春日井市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度春日井市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 人 口	312,200人
(2) 給 水 栓 数	130,290栓
(3) 年 間 総 配 水 量	35,550,000m <sup>3</sup>
(4) 一 日 平 均 配 水 量	97,397m <sup>3</sup>
(5) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 管路耐震化整備	136,747千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水 道 事 業 収 益	6,106,852千円
第1項 営 業 収 益	5,115,077千円
第2項 営 業 外 収 益	991,773千円
第3項 特 別 利 益	2千円

支 出

第1款 水 道 事 業 費 用	5,522,119千円
第1項 営 業 費 用	5,328,490千円
第2項 営 業 外 費 用	191,469千円
第3項 特 別 損 失	2,160千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額719,747千円は、過年度分損益勘定留保資金671,646千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額48,101千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	475,332千円
第1項 負担金	12,778千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 工事収入	262,552千円
第4項 分担金	1千円
第5項 他会計貸付金返還金	200,000千円

支 出

第1款 資本的支出	1,195,079千円
第1項 建設改良費	881,354千円
第2項 企業債償還金	313,725千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 326,187千円

(他会計からの補助金)

第8条 児童手当に要する経費として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,418千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、56,484千円と定める。

## 平成30年度春日井市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度春日井市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	71,910戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	25,278,000m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	69,255m <sup>3</sup>
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
上条地区管渠整備事業	2,322,137千円
南部ポンプ場増設事業	2,060,800千円
熊野桜佐地区雨水幹線等整備事業	1,166,555千円
地蔵ヶ池公園調整池整備事業	514,400千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	6,995,236千円
第1項 営業収益	3,004,077千円
第2項 営業外収益	3,991,158千円
第3項 特別利益	1千円

支 出

第1款 下水道事業費用	6,674,586千円
第1項 営業費用	5,783,711千円
第2項 営業外費用	890,551千円
第3項 特別損失	324千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,225,501千円は、当年度分損益勘定留保資金1,905,044千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額320,457千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	9,288,792千円
第1項 企業債	6,433,000千円
第2項 出資金	947,895千円
第3項 補助金	1,883,658千円
第4項 負担金	24,239千円

支 出

第1款 資本的支出	11,514,293千円
第1項 建設改良費	7,402,962千円
第2項 企業債償還金	4,111,331千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	6,433,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 352,834千円

(他会計からの補助金)

第9条 公共下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,060,328千円である。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
土 地	松河戸暫定調整池用地	5,999.81 m <sup>2</sup>